

令和6年11月1日から児童扶養手当制度が一部改正されました

所得限度額の引き上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給および一部支給の判定基準となる所得限度額を引き上げます。

例えば、子どもが1人の場合、全部支給については160万円から190万円に、一部支給については365万円から385万円に引き上げられます(収入ベースによる算定)。



第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

注これまで所得が所得限度額を超えていて、児童扶養手当の手続きを行っていない人など、今回の制度改正で新たに対象となる場合は、新たに認定請求手続きが必要です。

問子育て支援政策課

TEL06-6992-1647

高齢者を見守る端末の購入費用を一部助成

新たな高齢者の見守りサービスとして、冷蔵庫の開閉状況を見守りたい人へ知らせる端末機の購入費用を一部助成します。

対▽65歳以上でひとり暮らしの市民

▽見守り人がいる人

¥端末機購入費用の半額(上限5,000円)を助成

詳細は市ホームページ

をご覧ください。

問高齢介護課

TEL06-6992-1610



みまもられる観

みまもる家族

まもりこ

まもりこは、異変時にアプリで通知。面倒な設定は不要です。

ネット回線不要で、面談の設定は不要です。

ご家族のご来訪などお知らせできます。通知料金はかかりません。

一定時間中継車の監視がないとスマホアプリに通知(利用は1日3回・朝・昼・夜)

1 ゆるっと見守り
異変があった時だけ、アプリに通知がきます。

2 Wi-Fiなしで使える
異変があった時だけ、コンセントにつなぐだけで、すぐに使えます。

3 生活リズムがわかる
プライバシーに配慮して、活動状況がわかります。

4 シンプルな料金設定
月額 550円(税込)でご利用できます。

日本赤十字社
公式キャラクター
「ハートラちゃん」

日本赤十字社
ホームページ

障がい者・高齢者交流会館を閉館します

障がい者・高齢者交流会館は、3月31日(月)をもって閉館となります。

今後、障がいのある人がサークル活動を市内のコミュニティセンターで行う場合は、利用料が減免になる制度が新たにできます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問障がい福祉課

TEL06-6992-1630



義援金の受付状況について

「令和6年能登半島地震災害義援金」は、1月31日現在3,335,508円集まっています。

皆さんより心温まるご支援をいただき、誠にありがとうございます。

受付期間が12月26日(金)まで延長となりましたので、引き続きご支援をお待ちしています。

日本赤十字社の対応などについては、ホームページをご覧ください。

問日本赤十字社大阪府支部守口市地区・守口市赤十字奉仕団(地域福祉課内)

TEL06-6992-1570



私道舗装工事の助成

経年劣化などにより、状態が悪化している舗装(表層部)の修繕工事に対し、予算の範囲内で舗装工事に要する費用の2分の1を助成するものです。助成を受けるには、道路から道路までを接続する私道で、幅員が1.8m以上、関係住民の同意を得ていることなど、一定の条件を満たしている必要があります。

詳しくは問い合わせください。

問道路公園課

TEL06-6992-1705

児童手当の制度が変わりました

児童手当が拡充されました

令和6年10月分(初回支給は令和6年12月)から児童手当が拡充されました。

主な変更点

▽支給対象が、高校生年代(18歳到達後最初の年度末)までに拡大します。
▽支給時期が年6回(偶数月)になります。

▽所得制限はなくなります。

手当月額は以下のとおりとなります。

	3歳未満	3歳～18歳到達後最初の年度末まで
第1子・第2子	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	30,000円

高校生年代の子どもがいる人や、所得制限で支給対象外となっている人などは申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

なお、制度改正による手続きは、令和7年3月31日までに申請を受け付けした分は、令和6年10月までさかのぼって支給します。手続きが令和7年4月1日以降になった場合はさかのぼることができず、申請した翌月分からの支給となるので注意してください。

問子育て支援政策課

TEL06-6992-1647



愛の献血

時①3月9日(日) 10:00～16:00

②3月29日(土) 10:00～12:00、
13:00～16:00

場①京阪守口市駅前

②大日駅前(イオンモール前)ロータリー入口付近

備①は守口ライオンズクラブ主催、
骨髓バンクドナー登録会あり

②は守口ロータリークラブ主催

問守口市献血推進協議会事務局

(地域福祉課内)

TEL06-6992-1570



献血キャラクター「けんけつちゃん」



献血Web会員サービス「ラブラッド」

転出届・転入予約はマイナポータルで！

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届および転入予約(来庁予定の連絡)ができます。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

注マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが別途必要です。



引越手続きについて



引越手続きオンラインサービス

問総合窓口課住基・マイナンバー担当

TEL06-6992-1530

JR・京阪電車などで精神障害者割引制度が開始

4月1日からJR・京阪電車などで精神障害者保健福祉手帳を持つ人に対する運賃の割引制度が開始されます。

割引を適用するには、精神障害者保健福祉手帳の紙面に「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額種別」の記載が必要です(京阪電車やOsaka Metroなど一部の私鉄では記載無しでも割引可)。開始日や割引内容など、詳しくは各社のホームページをご確認ください。

記載を希望する人は、現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳を障がい福祉課に持参し、事前に手続きしてください。

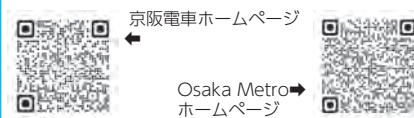
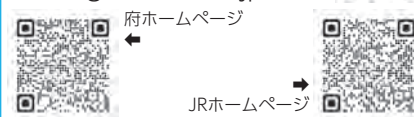
種別	精神障害者保健福祉手帳の等級
第1種	1級
第2種	2級、3級

問障がい福祉課

TEL06-6992-1630・1635

FAX06-6991-2494

✉Mori_shougai@city-moriguchi-osaka.jp



物価高騰低所得世帯支援給付金

物価高騰による負担軽減のため、令和6年度住民税均等割非課税世帯に対して、給付金を支給します。

物価高騰低所得世帯支援給付金

対基準日(令和6年12月13日)時点において、守口市の住民基本台帳に記載されており、同一世帯に属する全員が令和6年度分の住民税均等割非課税である世帯(令和6年度分の住民税が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯を除く)

支給額 1世帯当たり3万円(1世帯につき1回限り)

こども加算

対本給付金の対象世帯のうち、世帯において18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童を扶養している世帯(施設入所児童を除く)

支給額 18歳以下の扶養児童1人当たり2万円(1人につき1回限り)

申①本給付金の対象世帯のうち、令和6年度守口市住民税非課税世帯等支援給付金(10万円)を世帯主名義の口座で受給しているなど、一定要件を満たす世帯については、2月末に支給のお知らせを送付しています。口座変更などを希望する場合は、お知らせに記載の期日までに届け出てください。

②①以外の対象世帯には、3月中旬以降順次、確認書を送付します。記載内容を確認し、必要事項を記入の上、6月30日(月)までに返信用封筒で郵送してください。

注年度途中で税更正をした結果、非課税世帯に該当する場合は、申請期限までに給付金事務局まで申し出てください。

基準日の翌日以降に生まれた児童や別世帯の扶養児童についても、申請によりこども加算の給付対象となる場合があります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

「給付金」をかたる詐欺などに注意してください。

問守口市専用コールセンター

TEL06-6994-0061



お知らせ

いつでも・どこでも・簡単に行政手続きができます！

オンライン申請システムやLINE申請システムを使うと、来庁せずに行政手続きができます！

引っ越しが多くなるこの時期に、スマートフォンやパソコンなどから、ぜひ活用してください。

オンライン申請システム



こちらの2次元コードから

申請できる内容

▽住民票の写しの交付請求
▽戸籍全部(個人)事項証明書の交付請求
▽母子健康手帳交付のための来所予約
▽水道使用開始・中止申込
▽各市民向けイベント申込
▽各市民向け無料相談予約
▽おくやみ窓口事前申請入力
▽おくやみ窓口予約 など

LINE申請システム



こちらの2次元コードから

注はじめに、守口市の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

申請できる内容

▽住民票の写しの交付請求
▽戸籍全部(個人)事項証明書の交付請求
▽子ども医療証再交付の申請
▽子ども医療証変更届の申請
▽ひとり親家庭医療証再交付の申請
▽ひとり親家庭医療証保健変更届の申請 など

問デジタル戦略課

TEL06-6991-2324